

議案第72号

港区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 目 的

児童相談所に勤務する児童福祉司等の心理的・身体的な負担の軽減や処遇改善を図るため、児童相談所業務手当の上限額を改定するほか、児童福祉法の一部改正に伴い、規定を整備するため、港区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正します。

2 改正内容

(1) 次のとおり、児童相談所業務手当※の上限額を引き上げます。

改正前の上限額	改正後の上限額
日額 490円	日額 950円

※児童相談所業務手当

児童相談所に勤務する職員が、児童福祉法に規定する業務を行うため家庭訪問、指導、相談等に従事したときに支給する特殊勤務手当

(2) 条例で引用している児童福祉法の条項番号を変更します。

第12条第2項 → 第12条第3項

3 施行期日

公布の日（令和4年4月1日以後の勤務から適用）。ただし、項番2（2）については、令和5年4月1日

港区職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(児童相談所業務手当)</p> <p>第十一条 児童相談所業務手当は、児童相談所に勤務する職員が、児童福祉法第十二条第三項に規定する業務（前条第一項に規定する業務を除く。）を行うため家庭訪問、指導、相談等に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、従事した日一日につき九百五十円を超えない範囲内において、区規則で定める。</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十一条第一項の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p>	<p>(前略)</p> <p>(児童相談所業務手当)</p> <p>第十一条 児童相談所業務手当は、児童相談所に勤務する職員が、児童福祉法第十二条第二項に規定する業務（前条第一項に規定する業務を除く。）を行うため家庭訪問、指導、相談等に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、従事した日一日につき四百九十円を超えない範囲内において、区規則で定める。</p> <p>(後略)</p>

2| この条例による改正後の港区職員の特殊勤務手当に関する条例(次項において「改正後の条例」という。) 第十一条第二項の規定は、令和四年四月一日以後の勤務について適用し、同日前の勤務については、なお従前の例による。

(児童相談所業務手当の内払)

3| 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の港区職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された児童相談所業務手当は、改正後の条例の規定による児童相談所業務手当の内払とみなす。